

確な差別禁止規定がないこと、③差別被害者救済規定が欠落していること、④施策進展状況の把握や実態調査のやり方を検討したり、その結果を踏まえて部落差別解消に係わる基本政策の検討を行うための審議会設置規定が欠落していること、⑤基本方針・基本計画の策定規定が欠落していることなどです。

4 広がる地方自治体での「部落差別解消推進条例」の制定

国段階での法律制定を機に、全国で初めて制定されて大きな注目をあびた兵庫県たつの市での「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」制定※3にみられるように、地方自治体では法律の不十分な面を補強する形で「条例」制定の動きが広がっていることは注目すべきです。人権や民主主義が生活圏域で実現してこそ本物になるということを考えるならば、各自治体で条例制定を拡大していくことは大切なことです。

5 差別解消三法の具体化と人権の法制度の充実化が急務

2016年は、いわゆる「差別解消三法」（「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」）が施行された画期的な年です。日本の法制史上、「差別解消

という法律用語が登場したのは初めてのことで。

今問われることは、国際人権規約や人種差別撤廃条約などの国際人権基準を踏まえた「人権基本法」や「差別禁止法」のような包括的な普遍的法制度を整え、マイノリティ諸課題にかかわる個別法の充実と具体化を押し進めることです。

新型コロナウイルスの感染拡大にみられるように、さまざまな緊急非常事態における人びとの恐れや不安という自然な感情が、差別や排除の心理に転化しないようにするためには、すべての人の命と尊厳が守られ、安心と安全のもとで生活できることを担保する「人権の法制度」を確立していく「不断の努力」がすべての人に求められています。

※3 2017年12月公布／2018年4月施行

< 監修・執筆 >

たにもと あきのぶ
谷元 昭信

大阪市立大学非常勤講師 関西大学非常勤講師

< 編集責任・お問い合わせ >

真宗大谷派（東本願寺）解放運動推進本部
〒600-8164京都市下京区上柳町199
電話 075-371-9247



浄土真宗 ドットインフォ



真宗大谷派は、1922年の全国水平社創立より、部落差別を温存・助長する教団として厳しい批判を受け、以来、現在に至るまで部落解放運動に取り組む人々から様々な指摘を受け、浄土真宗の教えに生きる者としての在り方を問われ続けています。国内においては、2016年に部落差別解消推進法が施行されました。本リーフレットは、この法律を知ることがを目的に作成しました。部落差別のない社会、平等な人間関係の中で生きることができ、世界の実現を願い、皆さまと共に学んでまいりたいと思います。

解放運動推進本部

1 2016年に部落差別解消推進法が成立・施行

部落差別解消推進法※1は、同和対策事業にかかわる「特別措置法」※2が2002年3月末に期限切れ・失効して以降、「空白の15年間」を経て、成立・施行された法律です。

この法律は、事業法ではなく、「部落差別のない社会を実現することを目的」にした理念的な法律です。言い換えるならば、被差別部落に対する諸事業を実施する法律ではなく、国と自治体の責務のもとに、「国民一人ひとり」を対象にして、「部落差別は許されない」との

認識を深めることによって、部落差別問題を解決していこうという予算措置を伴わない理念法なのです。

- ※1 部落差別の解消の推進に関する法律（2016年12月施行）
- ※2 地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（1987年4月施行／2002年3月失効）

2 部落差別解消推進法はなぜ作られたのか

実は、2002年に「特別措置法」が期限切れを迎える際に、「人権擁護法案」（2002年国会提出）や「人権委員会設置法案」（2012年国会提出）などの制定によって、「人権の法制度」を整えようと検討されていましたが、さまざまな政治的思惑によって廃案になっていました。まさに、立法不作為の状態に陥っていた「空白の15年間」です。

この期間に、部落差別の実態は改善されることなく、「情報化の進展」に伴いインターネット上で差別書き込みが氾濫するなど、「顔が見えない陰湿・巧妙な差別」の横行や、「差別を当然視する確信犯的差別主義」の台頭などという看過できない事態が生じてきました。

この事態を前にして、早急に部落差別解消推進法を制定する必要性に迫られたのです。また、この法律制定の背景には、1985年

から30年あまりの長きにわたって継続されていた広範な人びとによる「部落解放基本法」制定要求国民運動（現在は「部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会」）の力があつと押ししていた事実があつたことも忘れてはいけません。この運動に真宗大谷派も積極的に参画していました。

3 部落差別解消推進法の積極面と不十分な面

部落差別解消推進法は、わずか6条からなる簡潔な法律であり、積極面と不十分な面をもっていることもみておく必要があります。

積極面は、①部落差別の厳存という現状を明示したこと、②「部落差別」という明確な用語を使用したこと、③「部落差別は許されないものである」との消極的ながらも禁止規定を入れたこと、④「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」との明確な指針を示したこと、⑤「相談」、「教育・啓発」に国と自治体が行きとることを明示したこと、⑥「実態調査」の必要性を明示したこと、⑦部落差別が解消するまでの恒久法にしたことなどです。

不十分な面は、①差別撤廃への施策が、国では義務規定になっているが、地方自治体では努力規定であり実効性が薄弱なこと、②明